

監査結果に係る措置通知書

<p>都市整備局</p>		
<p>監査結果 (指摘事項)</p>	<p>改善措置</p>	
<p>(6) 市営住宅の管理に関する改善措置について</p> <p>市営住宅の管理に関し平成 14 年 3 月 18 日付け包括外部監査の結果報告書により指摘された事項については、平成 15 年 8 月 22 日付けで改善措置報告が提出されているが、今回あらためて改善状況を確認したところ、長期滞納者に対する法的措置等の改善は進められているものの、以下の点については、なお不備が認められた。</p> <p>ア 延滞金の調定について</p> <p>包括外部監査の結果報告書においては、市営住宅の滞納使用料に対する延滞金については、一部金融機関で収納されたものを除き調定が行われておらず、支払能力がありながら滞納している入居者に対し延滞金を調定しないのは、納期限どおり納付している善良な入居者との間で公平を欠くことになるので、延滞金の調定を行うべきである旨指摘されている。</p> <p>これに対し、市営住宅課は、平成 15 年度に市営住宅管理電算システムにおいて延滞金を計算できるようシステムを開発し調定を行うこととしている旨の改善措置報告をしているが、指定管理者制度導入に伴うシステム改修の遅れにより、一部金融機関で収納されたもの以外については、未だ延滞金の調定を行っていないかった。</p>	<p>仙台市営住宅条例及び仙台市営住宅条例施行規則を改正し、遅延損害金にかかる規定を追加するとともに、市営住宅管理電算システムを改修し、令和 3 年度より遅延損害金の調定及び請求を行っている。</p>	